

令和6年度第2回 島牧村地域公共交通活性化協議会

日 時：令和7年2月20日（木）
14：00～

（臨場又はZOOM）

場 所：島牧村役場2階大会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

報告事項

- （1）島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について
- （2）島牧村地域公共交通活性化協議会委員の変更について
- （3）島牧村地域公共交通計画の推進状況について

議題

- （1）自家用有償旅客運送者の有効期限の更新について
- （2）ニセコバス島牧線土曜日運休の代替交通について

4. その他

5. 閉 会

議題：

報告事項（１）

島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部 改正について

（令和６年４月１日施行）

島牧村役場の機構改革に伴い、島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和３年要綱第７号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「島牧村企画課」を「島牧村企画産業課」に改める。

（令和６年７月１日施行）

島牧村役場の機構改革に伴い、島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和３年要綱第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号及び第５条第２項中「島牧村副村長」を「島牧村総務経済部長」に改める。

（令和７年１月３０日施行）

島牧村役場の機構改革に伴い、島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和３年要綱第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号及び第５条第２項中「島牧村総務経済部長」を「島牧村副村長又は総務経済部長」に改める。

別添①参照。

○島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和3年3月31日

要綱第7号

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通に関する計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組の推進並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる協議を行うため、島牧村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 村内における地域公共交通の在り方に関すること。
- (2) 計画の作成及び変更に関すること。
- (3) 計画の実施に関し必要な事項に関すること。
- (4) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 村運営の有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 全各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 島牧村副村長又は総務経済部長
- (2) 公共交通事業者の代表者が指名する者
- (3) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
- (4) 北海道後志総合振興局長が指名する者
- (5) 北海道警察函館方面寿都警察署長が指名する者
- (6) 道路管理者の代表者が指名する者
- (7) 住民又は利用者の代表者

(8) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となつた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、島牧村副村長又は総務経済部長とし、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の決議方法は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整つた事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、島牧村企画産業課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもつて充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもつて充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもつて打ち切り、会長であつた者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(島牧村地域公共交通会議設置要綱の廃止)

- 2 島牧村地域公共交通会議設置要綱は、廃止する。

(最初の委員の任期)

- 3 この要綱の施行後の最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和6年告示第10号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年訓令第6号)

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年訓令第1号)

この訓令は、令和7年1月30日から施行する。

議題：

報告事項（２）

島牧村地域公共交通活性化協議会委員の変更について

島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和３年要綱第７号）の一部改正に伴い、空席となっておりました同協議会長へ総務経済部長中山貴浩が就任いたしました。また、右近達雄委員の離村に伴い新たに前田順子氏が後任の委員に推薦され就任いたしましたことを報告いたします。

別添②参照。

別添②

島牧村地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

令和6年7月19日現在

構 成 員	役 職	氏 名	役職
(1) 島牧村	総務経済部長	中 山 貴 浩	会長
(2) 公共交通事業者の代表者が指名するもの	有限会社島牧ハイヤー副社長	高 島 紀 彦	
	ニセコバス株式会社取締役総務部長	荒 井 征 人	
	後志地区ハイヤー協会 (有限会社島牧ハイヤー代表取締役)	林 知 弘	
(3) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官	經 亀 真 利	
(4) 北海道後志総合振興局長が指名する者	北海道後志総合振興局地域創生部新幹線推進室長	新 開 孝 一	
(5) 北海道警察函館方面寿都警察署長が指名する者	北海道函館方面寿都警察署地域・交通課長	斉 藤 真 也	
(6) 道路管理者の代表者が指名する者	国土交通省小樽開発建設部岩内道路事務所長	上 野 祐 嗣	
(7) 住民又は利用者の代表	島牧村地区会長連絡協議会副会長	木 村 一 行	監査
	島牧村老人クラブ連合会副会長	前 田 順 子	
	島牧商工会事務局長	田 中 勝 義	
	社会福祉法人島牧村社会福祉協議会事務局長	金 子 英 敏	副会長
	島牧村福祉課長	上 田 雅 憲	監査
	島牧村教育委員会教育次長	及 川 光 輝	
(8) その他村長が必要と認める者	寿都町企画課長	齊 藤 理 香	
	ニセコバス労働組合執行委員長	公 平 一 大	

※、新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間となります。

議題：

報告事項（３）

島牧村地域公共交通計画の推進状況について

島牧村地域公共交通計画における評価指数とR 5 数値目標とR 5 実績値と評価について、
別添③参照。

島牧村地域公共交通計画の進捗状況について

計画の数値目標について、進捗状況を確認します。

(1) 島牧線の利用者数

基準値を下回っているものの、概ね横ばいに推移している。

基準値 H28～R1の平均利用者数	R5年目標値	実績値
13,495人	13,500人	13,456人

(2) 島牧線の収支率

基準値を下回っているものの、概ね横ばいに推移している。

基準値 H28～R1の平均利用者数	R5年目標値	実績値
29.7%	30%	29.1%

(3) 移送サービスの利用者数

基準値及び目標値の約半数と利用者数が減少している。

基準値 H28～R1の平均利用者数	R5年目標値	実績値
767.5人	800人	353人

(4) 移送サービスの収支率

予約運行であることから、利用者数は少ないものの収支率は横ばいとなっている。

基準値 H28～R1の平均利用者数	R5年目標値	実績値
56.1%	58.5%	55.4%

(5) 生活移動のための行政支援事業費

新たにハイヤー助成券を新設するなど、公共交通に対する村の支援額は基準値よりも上回っているものの、目標値を下回っている。一方今後の島牧線代替運行などを見据えると費用負担については増えることが予想される。このため、経過観察が必要である。

基準値 H30年	R5年目標値	実績値
19,037千円	25,000千円	21,446千円

(6) 意識醸成の場や機会の創出回数

地域公共交通計画を策定以降、住民との意見交換の場を毎年2回以上創出している。

基準値 R1	R5年目標値	実績値
0回	2回	4回

(7) 村民周知回数

地域公共交通計画を策定以降、代替バスや公共交通全体の利用促進チラシの発行を実施し、村民への周知を行っている。

基準値 R1年	R5年目標値	実績値
0回	1回	2回

以上

議題：

議案（１）自家用有償旅客運送者の有効期限の更新について

島牧村では、令和２年４月１日より自家用有償運送（交通空白輸送）を実施しており、登録の有効期間が、令和７年３月３１日で満了となることから、事業継続のために有効期間の更新の登録を行うため協議会の承認を得るものです。

（１）登録番号

- ・札運輸第１９８４号

（２）運送の区域

- ・島牧村内（乗車場所又は到着場所のいずれかが島牧村の区域内）

※実際の利用は村内及び寿都町及び黒松内町まで。

（３）旅客から収受する対価

- ・村内 … １回（往復） ５００円
- ・村外 … １kmにつき ６０円

（４）運送しようとする旅客の範囲

- ・島牧村に居住する住民及びその親族、その他島牧村に日常の用務を有する者等

※具体的には、島牧村介護予防・自立支援事業条例（平成３１年３月２２日条例第６号）第４条第１項イで規定する者【（ア）高齢者等及び障がい者等・（イ）村長が特に認めた者】であって、旅客名簿に記載されている者。

（５）自動車の種類

- ・セダン等 １台 … ダイハツタント 札幌 581 せ 6680
- ・車椅子車 ２台 … トヨタハイエース 札幌 800 そ 5995
- ニッサンバネット 札幌 800 た 1391

（６）事業委託先

- ・社会福祉法人 島牧村社会福祉協議会
- ・運行管理の責任者 １名（島牧村福祉課長）
- ・運転者 ５名（社会福祉協議会所属）

【継続理由】

- ・村内の主要施設及び近隣の医療施設までドア to ドアで結ぶ公共交通であり、交通弱者にとっては必要な輸送手段である。

- ・村内は定時定路線の公共交通（島牧線、患者輸送バス）が運行しているが自宅まで送迎するものではなく、村外の診療所にアクセスすることも困難である。

- ・島牧ハイヤーと競合することもあるが、ハイヤー利用券の交付によって利用者は適宜使い分けている状況が見受けられる。

⇒今後も交通弱者への支援体制として確保維持することが望まれる。

議題：

議案（２）ニセコバス島牧線土曜日運休の代替交通に ついて

ニセコバス株式会社より、去る令和６年９月５日に寿都発着４路線（雷電線、島牧線、長万部線、黒松内線）における合理化実施について協議の申し入れがあり、令和６年１２月２日に開催された後志地域生活交通確保対策協議会第６分科会（寿都町、黒松内町、島牧村、蘭越町、長万部町、岩内町、北海道後志総合振興局、ニセコバス(株)会社、北海道運輸局札幌運輸支局）で協議した結果、現在の寿都車庫在勤乗務員の状況では現行運行が厳しい状況になる見込み、令和７年３月までに乗務員を補充することは物理的に困難であることを理解し、同協議会においてニセコバス(株)会社の合理化提案を承認となりました。

このことから、令和７年４月１日ダイヤ改正の島牧線において土曜日運休となることから、村としては、現在、日曜日及び祝日に運行している代替バスを土曜日にも運行し、住民の公共交通確保に対して、理事者の理解を得て交通行政を進めて参ります。

なお、土曜日、日曜日、祝日を運行することから、現行の４便運行から３便運行へと変更することとし、村財政に係る経費抑制を行うとともに、利用者の利便性確保に努めてまいります。

令和７年４月からの代替バス運行時刻表（案）については、別紙のとおりとなっております。別添参照。

岩内町、小樽市、札幌市との接続に関しても配慮して時刻編成しております。

なお、減便による様々な影響があることかと存じますが、代替バスダイヤ改正につきましては、ご理解方を願います。

現行：代替バス

行先 停名	寿 都 タ ー ミ ナ ル			
栄浜	7 : 15		14 : 15	
原歌	7 : 25	10 : 40	14 : 25	16 : 40
島牧役場	7 : 36	10 : 51	14 : 36	16 : 51
寿都	8 : 09	11 : 24	15 : 09	17 : 24

現行：代替バス

行先 停名	原歌	栄浜	原歌	原歌
寿都	9 : 00	12 : 10	15 : 50	18 : 10
島牧役場	9 : 33	12 : 43	16 : 23	18 : 43
原歌	9 : 44	12 : 54	16 : 34	18 : 54
栄浜		13 : 04		

改正案 1

現行比較	同じ	15分早く	20分遅く	減便
行先 停名	寿 都 タ ー ミ ナ ル			
栄浜	7 : 15		14 : 35	
原歌	7 : 25	10 : 25	14 : 45	
島牧役場	7 : 36	10 : 36	14 : 56	
寿都	8 : 09	11 : 09	15 : 29	

改正案 1

現行比較	同じ	同じ	同じ	減便
行先 停名	原歌	栄浜	原歌	原歌
寿都	9 : 00	12 : 10	15 : 50	
島牧役場	9 : 33	12 : 43	16 : 23	
原歌	9 : 44	12 : 54	16 : 34	
栄浜		13 : 04		

接続 島牧→札幌

接続	島牧→札幌			
寿都発	8 : 55			
岩内管	10 : 03			
岩内発	10 : 18			
小樽管	11 : 55			
札幌管	12 : 58			

接続 札幌→島牧

接続	札幌→島牧			
札幌発	8 : 05			
小樽管	9 : 19			
岩内管	10 : 46			
岩内発	10 : 52			
寿都管	12 : 00			